

「令和4年度における免許状更新講習の開設予定調査結果を踏まえた教員免許更新制に係る留意事項について（通知）」（令和4年2月25日付け3教教人第37号）を踏まえた本府の対応

<概要>

- 令和4年度における免許状更新講習開設数の不足等を「やむを得ない事由」として、**現職教員本人からの申請により免許状の修了確認期限又は有効期間の満了の日（以下「免許状の期限」という。）の延期・延長を可能とします。**
- 本府においても当該事由がなくなった日（**延期・延長の起算日**）を、**令和5年4月1日とし、最長で令和7年5月31日（起算日の2年2か月後）まで、延期・延長を可能とします。**
- **現職教員の本人の希望によっては、延期・延長を行わずに、当初予定の期日までに免許状更新講習を受講し、更新手続を行うことが当然に可能です。**

※免許状の期限を7月1日以降に迎える者の取り扱いについては、文部科学省から別途通知される予定です。

<延期・延長の対象者>

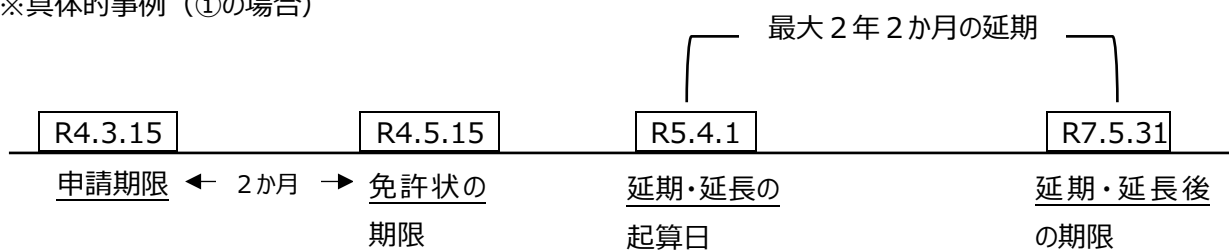
現職教員のうち、令和4年6月30日までに免許状の期限を迎え、延期・延長の申請日時点で免許状の期限の2か月以上前にあたっている方

<延期・延長の申請期限（＝大阪府教育委員会への申請書類提出期限）>

→ **免許状の期限の2か月前まで**

免許状の期限の例	大阪府教育委員会への延期・延長の申請書類提出期限
① 令和4年5月15日	令和4年3月15日
② 令和4年6月30日	令和4年4月30日

※具体的事例（①の場合）



<留意事項>

- **教員免許の期限が自動的に延期・延期されることはありません。延期・延長を希望する場合は、必ず申請を行ってください。**
- インターネット形式等の講習を活用する等により、更新手続を行うことも当然に可能です。その場合も申請期限までに必ず申請が必要です。

<申請方法>

- 本府が定めた様式及び申請書類により申請してください。（詳細は参考資料「大阪府教委への更新等申請手続きについて」、または本府ホームページをご確認ください。）
大阪府／教員免許状 HP リンク→<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuink/menkyo/index.html>